

環保 第212号
平成28年11月29日

一般社団法人秋田県建設業協会
会長 村岡 淑郎 様

秋田市長 穂 積

志

秋田市建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に関する指導要綱
の設定について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より本市の環境行政の推進にあたりましては、特段のご理解とご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、この度秋田市では標記要綱を設定し、平成29年1月1日より施行することとなりましたのでお知らせします。要綱の概要は下記のとおりですので、内容に留意し、適切に対応していただきますようお願いします。

記

1 事前調査

解体等工事について、事前調査および事前調査結果等の掲示を適切に実施すること。

2 特定工事施工者について

特定工事施工者は、作業基準の遵守、隣接関係住民への周知、アスベス
ト濃度の測定、作業記録の作成を行うこと。

3 特定粉じん排出等作業完了に係る発注者への説明

特定工事施工者は、特定粉じん排出等作業の完了後に濃度測定の結果お
よび作業記録を発注者に説明すること。

4 特定粉じん排出等作業完了報告

特定工事の発注者等は、作業の完了後にその完了報告書を提出すること。

5 特定建築材料以外の石綿含有建材除去作業

特定建築材料以外の石綿含有成形版等が使用されている建築物等の解体
等工事については、環境省が定めているマニュアルに従った作業を行うこと。

担当 秋田市環境部環境保全課

調査指導担当 佐藤、伊藤

直通 018-888-5711

FAX 018-888-5712

28.11.29

741

秋田市建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に関する指導要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 立入検査および指導（第3条—第11条）
- 第3章 不利益処分に係る書面の様式（第12条・第13条）
- 第4章 雜則（第14条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「政令」という。）および大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に関し必要な事項を定めることにより、石綿による周辺環境への悪影響を未然に防ぎ、もって市民の健康の保護および生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法、政令および省令（以下「法令」という。）の例による。

2 この要綱において「隣接関係住民」とは、特定工事を行う建築物等の敷地境界線からおおむね20メートルの水平距離の範囲内にある建築物等に居住する者その他特定工事に係る周知の対象とする必要があると市長が認める者をいう。

第2章 立入検査および指導

（立入検査）

第3条 市長は、特定工事の発注者等から法第18条の15第1項の規定による届出（以下「特定粉じん排出等作業実施の届出」という。）があった場合は、法第26条第1項の規定により、当該特定工事に係る建築物等又は特定工事の現場に立ち入り、次に掲げる事項について検査するものと

する。

- (1) 法令に定める作業基準の遵守状況
- (2) 法第18条の17第1項又は第3項の規定による解体等工事が特定工事に該当するか否かについての調査（以下「事前調査」という。）の実施状況
- (3) 法第18条の17第4項の規定による事前調査結果等の掲示（以下「事前調査結果等の掲示」という。）の実施状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、特定粉じん排出等作業の実施の届出のない解体等工事であって、特定工事に該当するおそれがあると認めるものについて、法第26条第1項の規定により、当該解体等工事に係る建築物等又は解体等工事の現場に立ち入り、前項第2号から第4号までに掲げる事項について検査するものとする。

（事前調査等に係る指導事項）

第4条 市長は、事前調査の結果、解体等工事が特定工事に該当することとなった当該解体等工事の受注者等（受注者および自主施行者をいう。以下同じ。）に対して、次に掲げる事項を記録した書面に、当該該当の根拠となった資料を添付の上、これを当該解体等工事が終了した日から40年間保存するよう指導するものとする。

- (1) 事前調査の責任者の氏名
- (2) 事前調査の年月日
- (3) 特定建築材料の種類および使用場所
- (4) 特定建築材料の有無の判断根拠（分析による場合は、分析結果ならびに分析に用いた試料を採取した年月日および場所）
- (5) 解体等工事に係る建築物等において吹付け石綿が使用されていないことが明らかな場合において、特定建築材料が使用されているものとみなして法令に規定する措置を講ずるときは、その旨

2 市長は、前条の規定による立入検査の結果、事前調査又は事前調査結果等の掲示が次のいずれかに該当すると認めるときは、解体等工事の受注者等に対し、必要な指導を行い、又は法第26条第1項の規定により必

要な事項の報告を求めるものとする。

- (1) 実施されていないとき。
- (2) 不適正又は不十分であるとき。

(特定工事施工者に対する指導)

第5条 市長は、特定工事を施工する者（以下「特定工事施工者」という。）に対し、法令に定めるところに従い、作業基準を遵守するよう指導するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、特定工事施工者に対し、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 隣接関係住民への周知
- (2) 特定粉じんの濃度の測定
- (3) 作業記録の作成

(隣接関係住民への周知)

第6条 前条第2項第1号に掲げる隣接関係住民への周知（以下この条において「周知」という。）を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第18条の15第1項の届出に係る届出年月日、届出先ならびに届出者の氏名および住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- (2) 特定工事施工者の氏名および住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- (3) 特定粉じん排出等作業の実施期間
- (4) 特定粉じん排出等作業の方法
- (5) 特定工事施工者の現場責任者の氏名および連絡先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特定粉じん排出等作業に係る公害防止対策に関すること

2 周知の方法は、資料の戸別配布、戸別訪問、説明会の開催その他隣接関係住民に対し確実に周知できる方法によるものとする。

3 周知の時期は、特定粉じん排出等作業を開始しようとする日の前日までとする。

(特定粉じんの濃度の測定)

第7条 第5条第2項第2号に掲げる特定粉じんの濃度の測定（以下「濃度測定」という。）は、石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第93号）およびアスベストモニタリングマニュアル（第4.0版）（平成22年6月環境省水・大気環境局大気環境課）第3部（解体現場等におけるアスベストの測定方法）に定める方法又はこれと同等の結果が得られると市長が認める方法により行うものとする。

2 市長は、特定工事の発注者に対し、特定工事施工者が行う濃度測定に協力するよう指導するものとする。

（作業記録の作成）

第8条 第5条第2項第3号に掲げる作業記録（以下「作業記録」という。）には、次に掲げる事項を記録するものとする。

（1）工程ごとの記録写真

（2）作業に係る日報

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（特定粉じん排出等作業の完了に係る発注者への説明）

第9条 市長は、特定工事施工者（自主施工者であるものを除く。）に対し、特定粉じん排出等作業の完了後に濃度測定の結果および作業記録を当該特定工事の発注者に説明するよう指導するものとする。

（特定粉じん排出等作業完了報告）

第10条 市長は、法第18条の15の規定により特定粉じん排出等作業の実施の届出をした特定工事の発注者等に対し、法第26条第1項の規定により、特定粉じん排出等作業の完了後にその完了の報告を求めるものとする。

2 前項の規定による報告は、次に掲げる書類および図面を添付した特定粉じん排出等作業完了報告書（様式第1号）を提出して行うものとする。

（1）濃度測定の結果および実施箇所を示した図面

（2）作業記録

（3）特定粉じん排出等作業に係る工程表

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類および図面

（特定建築材料以外の石綿含有建材除去作業に係る指導）

第11条 市長は、特定建築材料以外の石綿を含有する成形板等が使用され

ている建築物等の解体等工事の受注者等に対し、建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル（平成26年6月環境省水・大気環境局大気環境課）第3章3.12（特定建築材料以外の石綿含有建材を除去する時の石綿飛散防止対策）に定めるところに従ってその除去作業を行うよう指導するものとする。

第3章 不利益処分に係る書面の様式

（計画変更命令）

第12条 法第18条の16の規定による特定粉じん排出等作業の方法に係る計画変更命令は、計画変更命令書（様式第2号）によるものとする。

（作業基準適合命令等）

第13条 法第18条の19の規定による特定粉じん排出等作業に係る作業基準の適合命令は、作業基準適合命令書（様式第3号）によるものとする。

2 法第18条の19の規定による特定粉じん排出等作業の一時停止命令は、作業一時停止命令書（様式第4号）によるものとする。

第4章 雜則

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

特定粉じん排出等作業完了報告書

年 月 日

（宛先）秋田市長

所在地
報告者
名 称
代表者名 印
(個人の場合は、住所および氏名)
電話番号

特定粉じん排出等作業を完了したので、次のとおり報告します。

| | | | |
|---------------------------------------|-------------------------|--------------------------------|----------|
| 特定工事の名称 | | | |
| 特定工事の場所 | | | |
| 特定粉じん排出等 作業の実施の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 特 定 建 築 材 料 の 種 類 | 1 吹付け石綿 3 石綿を含有する保温材 | 2 石綿を含有する断熱材 4 石綿を含有する耐火被覆材 | |
| 特定工事に係る 特 定 粉 じ ん の 濃 度 測 定 結 果 | 測 定 日 | 年 月 日 | |
| | 濃 度 | 本／L | |
| 特定建築材料の 除 去 状 況 | 除去面積 m ² | 除去量 m ³ | 廃石綿等の処分先 |
| 作業計画と実際の 作 業 の 相 違 点 | | | |

注 秋田市建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に関する指導要綱第10条
第2項各号に掲げる書類および図面を添付すること。

様式第2号（第12条関係）

秋田市達第 号

所 在 地

名 称

代表者名

（個人の場合は、住所および氏名）

計画変更命令書

大気汚染防止法第18条の16の規定により、次のとおり特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずる。

年 月 日

秋田市長

- 1 特定工事の場所および名称
- 2 特定粉じん排出等作業の種類
- 3 命令の理由
- 4 命令事項
- 5 命令の履行期限

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市を被告として、（訴訟において秋田市を代表する者は、秋田市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分について審査請求をした場合には、これに対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に当該訴えを提起することができます。

様式第3号（第13条関係）

秋田市達第 号

所 在 地

名 称

代表者名

（個人の場合は、住所および氏名）

作業基準適合命令書

大気汚染防止法第18条の19の規定により、次のとおり特定粉じん排出等作業に係る作業基準の遵守を命ずる。

年 月 日

秋田市長

- 1 特定工事の場所および名称
- 2 特定粉じん排出等作業の種類
- 3 命令の理由
- 4 命令事項
- 5 命令の履行期限

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市を被告として、（訴訟において秋田市を代表する者は、秋田市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分について審査請求をした場合には、これに対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に当該訴えを提起することができます。

様式第4号（第13条関係）

秋田市達第 号

所 在 地

名 称

代表者名

（個人の場合は、住所および氏名）

作業一時停止命令書

大気汚染防止法第18条の19の規定により、次のとおり特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずる。

年 月 日

秋田市長

- 1 特定工事の場所および名称
- 2 特定粉じん排出等作業の種類
- 3 命令の理由

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市を被告として、（訴訟において秋田市を代表する者は、秋田市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分について審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に当該訴えを提起することができます。